

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る計画段階環境配慮書」についての熊本県知事意見

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 対象事業実施想定区域周辺においては近年豪雨の発生が見られることから、十分な濁水対策を検討すること。
- (2) 事業実施にあたり、地盤の締固めによる雨水浸透能力の減少に配慮する一方で、降雨が浸透しやすい裸地化した土壌は豪雨時の斜面災害を誘発する可能性があるため、両面での対策を十分検討すること。
- (3) 対象事業実施想定区域は、その地質特性から斜面災害が起きやすい場所であり、事業実施により森林が伐採されれば、木の根等による土壌保持能力が減じることとなる。このことから、斜面災害に十分配慮した事業計画とすること。
- (4) 対象事業実施想定区域周辺では、既に他の開発工事が実施されていることから、調査実施時にそれらの影響を受ける可能性がある。そのため、周辺の開発工事の進捗状況等を十分に把握した上で、適切な調査計画を検討すること。
- (5) 現在、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業に追加する検討がなされており、法改正があった場合、本事業は法対象事業となる可能性がある。このことから、法改正に係る十分な情報収集を行い、必要に応じて評価項目を追加する等の対応を検討すること。

[大気環境]

〈低周波音〉

- (1) 工事に伴う機械の稼働や車両の通行による低周波音について、調査・予測・評価する必要があるか検討すること。
なお、不要と判断した場合は、理由を具体的に記載すること。

[水環境]

〈地下水〉

- (1) 対象事業実施想定区域を含む阿蘇西麓台地は、地下水流動の下流の熊本地域にとって大きな役割を果たしており、地下水汚染が起きた場合、熊本地域

にも影響が及ぶ可能性がある地域である。このため、事業による地下水の水質への影響に関する調査・予測・評価を検討すること。

- (2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、雨水浸透能力の保全に係る具体的な手法や効果を検討するとともに、その検討内容及び結果を記載すること。

[動物・植物・生態系]

〈全体事項〉

- (1) 対象事業実施想定区域には、動植物の重要な種が生息する可能性があるため、必要に応じて有識者の意見を聴取する等により、影響の回避又は低減に努めること。

〈動物〉

- (1) 太陽光パネルの設置にあたり、地盤の締固めにより、地下を移動するネズミ類の行動範囲が制限されることが考えられるため、これらの動物に関する調査・予測・評価を検討すること。

〈植物〉

- (1) 河川に生息する動植物は、濁水流入の影響を受ける可能性があることから、これらの調査・予測・評価を検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 太陽光パネルの反射光による影響についての調査・予測・評価を検討すること。